

令和元年度

第 1 回

上越市地域公共交通活性化協議会
議案書

日 時	令和元年 5 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分から
会 場	上越市役所 4 階 401 会議室

上越市地域公共交通活性化協議会会則の一部改正について

1 要旨

平成31年4月の市の組織改編に伴い、当協議会の事務局を務める新幹線・交通政策課の名称が変更となったことから、当協議会会則の一部を改正するもの。

2 施行日

令和元年5月27日

3 新旧対照表

改正案	改正前
(事務局) 第13条 協議会の事務局は、上越市 <u>交通政策課</u> に置く。 2 略	(事務局) 第13条 協議会の事務局は、上越市 <u>新幹線・交通政策課</u> に置く。 2 略

【資料】

- ・上越市地域公共交通活性化協議会会則（案）・・・・・・・・・・ 資料1 (資料P.1)

平成 30 年度決算について

決算書

収入済額 6,862,886 円 (A)
 支出済額 3,851,310 円 (B)
 差引残額 3,011,576 円 (A) - (B) ※上越市へ返還

歳入

(単位：円)

科目		予算額				収入済額	比較
		当初予算額	補正予算額	流用及び充用額	計		
負担金	(市)	6,476,000	0	0	6,476,000	6,476,000	0
負担金	(事業者)	1,009,000	0	0	1,009,000	0	△ 1,009,000
補助金	(国)	1,855,000	0	0	1,855,000	386,853	△ 1,468,147
繰越金		0	0	0	0	0	0
諸収入		1,000	0	0	1,000	33	△ 967
計		9,341,000	0	0	9,341,000	6,862,886	△ 2,478,114

歳出

(単位：円)

科目		予算額				支出済額	比較
		当初予算額	補正予算額	流用及び充用額	計		
運営費		576,000	0	0	576,000	459,032	△ 116,968
	会議費	297,000	0	0	297,000	236,791	△ 60,209
	事務費	279,000	0	0	279,000	222,241	△ 56,759
事業費		8,715,000	0	0	8,715,000	3,392,278	△ 5,322,722
予備費		50,000	0	0	50,000	0	△ 50,000
計		9,341,000	0	0	9,341,000	3,851,310	△ 5,489,690

【資料】

- ・平成 30 年度実施事業等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2-1(資料 P. 5)
- ・令和元年度事業計画及び当初予算について・・・・・・・・・・資料 2-2(資料 P. 9)

平成30年度歳出「事業費」内訳

(単位：円)

No.	項目	総事業費	市負担	国庫補助
1	総合時刻表の作成	0	0	0
	配送料（広報上越3月15日号に併せて市内全戸配布）	245,527	122,764	122,763
2	イベント時等に配布する公共交通啓発資料	42,660	21,330	21,330
3	降雪期前の通勤・通学者へ配布する公共交通啓発資料	98,280	49,140	49,140
4	高齢者を対象とした公共交通啓発資料	86,400	43,200	43,200
5	高校新生を対象とした公共交通啓発資料	166,320	83,160	83,160
6	各区で作成した利用促進チラシ	122,680	61,340	61,340
7	敬老の日におじいちゃんおばあちゃんとバスに乗ろう！	14,504	14,504	
8	バスの日フェスタ負担金	176,166	176,166	
9	その他利用促進	25,142	25,142	
10	乗降調査	2,389,344	2,389,344	
11	次期総合公共交通計画の策定に係るアンケート調査	25,255	25,255	
合計		3,392,278	3,011,345	380,933
No. 1～5に係る郵送料（事務費）		11,840	5,920	5,920
国庫補助合計				386,853

平成 30 年度 会計決算監査報告書

平成 30 年度歳入歳出決算について監査を行ったところ、収入支出は適正に行われ、関係書類帳簿等の整備、事務について正確であることを認めました。

令和 元 年 5 月 14 日

上越市地域公共交通活性化協議会

監査委員 頸城自動車株式会社
代表取締役副社長

白石雅孝 

上越市地域公共交通活性化協議会

会 長 池田 浩 様

平成 30 年度 会計決算監査報告書

平成 30 年度歳入歳出決算について監査を行ったところ、収入支出は適正に行われ、関係書類帳簿等の整備、事務について正確であることを認めました。

令和 元 年 5 月 14 日

上越市地域公共交通活性化協議会

監査委員 新潟県上越地域振興局
企画振興部長

齊藤 光雄 

上越市地域公共交通活性化協議会

会 長 池田 浩 様

令和元年度上越市福祉タクシー導入促進事業計画について

1 要旨

上越市では、障害者や高齢者などの移動手段において、安全かつ快適な利用が図られるよう「上越市福祉タクシー導入促進方針」を定め、安全性及び利便性に考慮した福祉タクシーの導入促進を進めている。

この導入促進の取組においては、国の補助事業を活用することとしており、補助要件として当協議会における計画とする必要があることから、「上越市福祉タクシー導入促進方針」に基づき当該計画を作成するもの。

2 補助事業の名称

地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

3 計画の概要

(1) 計画期間

令和元年度

※上越市福祉タクシー導入促進方針の促進期間：平成 27 年度～令和 2 年度

(2) 計画作成主体

上越市地域公共交通活性化協議会

法的根拠：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 2 条第 1 項第 1 号及び第 77 条

(3) 目標

平成 27 年 3 月 31 日時点で上越市内に整備されている福祉タクシーの数を 34 台から令和 2 年度までの 6 か年で 9 台増の 43 台を目標とする。

令和元年度においては、対象事業者に事前調査を行い、導入意向のあった事業者(1 事業者)の予定台数(1 台)を目標とする。

(4) 事業内容（令和元年度）

アイエムタクシー(株)

内 容：ユニバーサルデザイン車両の導入 1 台

事業費：2,900 千円（うち国庫補助(予定)：600 千円、事業者負担 2,300 千円)

【資 料】

- ・生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)・・・資料 3-1
- ・上越市福祉タクシー導入促進方針・・・・・・・・・・・・・・・・資料 3-2

平成31年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

1 要旨

平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画を変更する必要が生じたため、変更内容について協議を行うもの。

【フィーダー系統とは】

鉄道駅又は合併前の旧市町村をまたいで運行している幹線バスに接続する支線のこと。

【地域内フィーダー系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域内フィーダー系統（支線系統）の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けると同時に、国土交通大臣の認定を受けなければならないもの。

2 計画変更の概要

⑮名立区自家用有償旅客運送(2)及び⑯名立区自家用有償旅客運送(3)について、区内小中学校の夏季休暇の特別運行ダイヤの適用期間に変更が生じたことから、計画運行回数、計画実車走行キロ等を変更するもの。

3 変更理由

昨年提出した平成31年度当初計画申請時点では、名立区内小中学校の夏季休暇期間が決まっていなかったため、平成30年度の特別運行ダイヤと同じ期間で申請（夏季休暇の特別運行ダイヤ適用期間に変更の可能性があることを、当初提出した時刻表に記載済み）したが、その後、令和元年度の夏季休暇期間が確定したことから、特別運行ダイヤの適用期間を変更する。

4 変更内容

夏季休暇中の特別運行ダイヤの適用期間

- ・当初：7月25日（木）～8月29日（木）
- ・変更後：7月25日（木）～8月28日（水）

【資料】

- ・生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)
・・・・・・・・資料4-1(資料P.11)
- ・名立区自家用有償旅客運送夏季特別ダイヤ時刻表・・・・・・・・資料4-2(資料P.29)

令和2年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画について

1 要旨

平成23年度から活用している国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）について、令和2年度以降も継続的に活用して生活交通を維持するため、補助要件である「上越市地域内フィーダー系統確保維持計画」を作成するもの。

【フィーダー系統とは】

鉄道駅又は合併前の旧市町村をまたいで運行している幹線バスに接続する支線のこと。

【地域内フィーダー系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域内フィーダー系統（支線系統）の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるとに当たり、国土交通大臣の認定を受けなければならないもの。

2 計画の概要

(1) 対象運行系統の名称（経路）

- ① 黒岩線(2) (柿崎バスターミナル～下灰庭～米山寺～黒岩)
- ② 安塚線 (うらがわら駅前～虫川大杉駅前～保健センター前)
- ③ 島田線 (高田駅前～岡原～曾根田)
- ④ 佐内・直江津循環線 (佐内入口～労災病院～直江津駅前)
- ⑤ 岡沢ルート (はーとびあ中郷～中郷区総合事務所前～新井バスターミナル)
- ⑥ 月影・下保倉・末広ルート(1) (谷～横住～熊沢～区中心部～末広・下保倉)
- ⑦ 月影・下保倉・末広ルート(2) (上記系統と同一、月・水・木のみ運行)
- ⑧ 上柿野ルート (区中心部～上柿野～東俣～上岡～区中心部)
- ⑨ 小麦平ルート (区中心部～中猪子田～上猪子田～小麦平～区中心部)
- ⑩ 真砂・岡田線 (高田駅前～真砂寺前～北坪山上)
- ⑪ 直江津・浦川原線(2) (マルケーバスセンター～青野十文字～保倉川橋)
- ⑫ 大平線(1) (浦川原小学校前～虫川大杉駅前～大島コミュニティプラザ前)
- ⑬ 大平線(2) (浦川原小学校前～虫川大杉駅前～小谷島)
- ⑭ 名立区自家用有償旅客運送(1) (うみてらす名立前～ろばた館前～東飛山)
- ⑮ 名立区自家用有償旅客運送(2) (コミュニティプラザ前～ろばた館前～東飛山)
- ⑯ 名立区自家用有償旅客運送(3) (コミュニティプラザ前～名立駅前～宝田小学校前)
- ⑰ 吉川西部循環線(1) (吉川中学校・吉川区総合事務所前～くびき駅前～吉川区総合事務所前・吉川中学校)
- ⑱ 吉川西部循環線(2) (吉川区総合事務所前～上下浜駅前～吉川区総合事務所前・吉川中学校)
- ⑲ 青柳線(1) (高田駅前～中央病院・下稲塚～青柳)
- ⑳ 青柳線(2) (高田駅前～中央病院・松野木～青柳)

(2) 計画期間

令和元年10月1日～令和4年9月30日

※ 当該事業費補助金交付要綱の規定に基づき、3か年分(事業年度=10月～9月)の計画を作成する。なお、計画は、毎年3か年分を作成する。

(3) 国庫補助見込額

(単位:千円)

事業者	No.	系 統 名	再編特例措置	国庫補助見込額
頸北観光バス(株)	①	黒岩線(2)		4,292
	⑰	吉川西部循環線(1)	○	
	⑱	吉川西部循環線(2)	○	
東頸バス(株)	②	安塚線		4,936
	⑫	大平線(1)	○	
	⑬	大平線(2)	○	
	⑥	月影・下保倉・末広ルート(1)		
	⑦	月影・下保倉・末広ルート(2)		
	⑧	上柿野ルート		
くびき野バス(株)	③	島田線		10,927
	⑩	真砂・岡田線		
	⑲	青柳線(1)	○	
	⑳	青柳線(2)	○	
頸城自動車(株)	④	佐内・直江津循環線		4,438
	⑪	直江津・浦川原線(2)	○	
アイエムタクシー(株)	⑤	岡沢ルート		1,466
上越市	⑭	名立区自家用有償旅客運送(1)	○	27,470
	⑮	名立区自家用有償旅客運送(2)	○	
	⑯	名立区自家用有償旅客運送(3)	○	
合 計				28,806

※ 国庫補助見込額は、各路線の平成30年度収入・支出実績を基に算出したもの。

※ 国庫補助上限額は平成31年度と同額(32,475千円)として算出。また、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、再編特例措置の適用を受けている路線については、特例措置が令和2年3月で終了することから欠損額を1/2として算出。

【資料】

- 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)
・・・資料5-1(資料P.30)
- 補助対象路線の1回当たり輸送量等(平成30年度実績)・・・資料5-2(資料P.48)

高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成について

1 要旨

公共交通のお得な情報をより詳しく記載したリーフレットを作成し、免許返納の際に市民安全課が配っているリーフレットと併せて配付したり、高齢者が車で行くことが想定される病院・診療所や趣味の活動施設等に設置したりすることにより、免許返納者や高齢者に公共交通の利用促進を図る。

2 配布方法（案）

施設に設置する資料はカラー印刷とし、直接配付する資料は白黒印刷とする。

《主な仕様（案）》

	施設設置	直接配付
規 格	A3 二つ折り（2色カラー印刷）	A3 二つ折り（白黒印刷）
作成部数	900部	2,400部
配布時期	令和元年7月上旬	令和元年7月上旬から随時
そ の 他	文字の大きさを12ポイント以上、文字の色を濃色にすることで、高齢者が読みやすい啓発資料とする。	

《配布先（案）》

配布先	部 数	備 考
■ 施設設置		
中央病院、上越総合病院、新潟労災病院、上越地域医療センター病院、けいなん総合病院、さいがた医療センター	180	30部*6か所
知命堂病院、三交病院、高田西城病院、川室記念病院、柿崎病院	100	20部*5か所
市内の診療所	210	30部*7か所
福祉交流プラザ	20	
高田西趣味の家、春日山荘趣味の家、磯野園	60	20部*3か所
屋内ゲートボールハウス	80	20部*4か所
本町ふれあい会館、直江津ふれあい会館	40	20部*2か所
交通事業者（鉄道事業者3社、バス事業者5社、上越市ハイヤー協会）	180	20部*9社
合 計	900	予備30部含む
■ 直接配付		
市民安全課窓口	700	免許返納者へ配付
高齢者サロン	1,700	
合 計	2,400	

※ このほか、高齢者を対象としたイベント等での直接配付を検討する。

4 掲載内容（案）

高齢者が利用できる鉄道・路線バス・タクシーのお得な切符・割引情報を掲載

交通事業者	お得な切符・割引情報	資料への掲載
JR 東日本新潟支社	えちごツーデーパス	○
	障害者割引制度	○
えちごトキめき鉄道	トキめきホリデーフリーパス	○
	公的割引乗車券	○
北越急行	ほくほくワンデーパス	○
	障害者割引	○
頸城自動車及びグループ会社	おでかけフリー定期券	○
	1日フリー乗車券	○
	回数券	○
	環境定期券	
	子育てジョイカード	
	通学100円バス	
	障害者割引	○
上越市ハイヤー協会	運転免許返納割引	○
	高齢者割引	○
市内タクシー事業者	障害者割引	○

【資料】

- ・ 前回作成した高齢者を対象とした公共交通啓発資料・・・・・・・・・・資料6（資料P.49）

平成30年度上越市福祉タクシー導入促進事業実績について

1 要旨

上越市では、障害者や高齢者などの移動手段において、安全かつ快適な利用が図られるよう「上越市福祉タクシー導入促進方針」を定め、安全性及び利便性に考慮した福祉タクシーの導入促進を進めている。

この導入促進の取組においては、国の補助事業を活用することとしており、補助要件として当協議会における計画とする必要があることから、「上越市福祉タクシー導入促進方針」に基づき、平成30年度当該計画を作成したものの。

2 補助事業の名称

地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

3 平成30年度計画の概要及び実績

(1) 計画期間 平成30年度

※ 上越市福祉タクシー導入促進方針の促進期間：平成27年度～令和2年度

(2) 計画作成主体

上越市地域公共交通活性化協議会

法的根拠：地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号及び第77条

(3) 目標

平成27年3月31日時点で上越市内に整備されている福祉タクシーの数を34台から令和2年度までの6年間で9台増の43台を目標とする。

平成30年度においては、対象事業者に事前調査を行い導入意向のあった事業者(1事業者)の予定台数(1台)を目標としたもの。

(4) 計画概要及び実績

	計 画	実 績
車両	福祉タクシー車両	福祉タクシー車両
台数	1	1
事業者	頸城ハイヤー(株)	頸城ハイヤー(株)
事業費	2,000千円	2,092千円
国庫補助	600千円	600千円
事業者負担金	1,400千円	1,492千円
事業完了時期	H31.1.31	補助交付決定日：H30.10.10 車両導入完了日：H30.11.26

【資 料】

- ・生活交通改善事業計画(バリアフリー化設備等整備事業)・・・資料8-1(資料P.53)
- ・上越市福祉タクシー導入促進方針・・・・・・・・・・・・・・・・資料8-2(資料P.57)
- ・導入車両写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料8-3(資料P.58)

自家用有償旅客運送の軽微な事項の変更の届出について

1 要旨

上越市が実施する自家用有償旅客運送(市町村運営有償運送)の登録事項に国土交通省令で定める軽微な変更が生じたため、変更事項の届出を行うもの。

2 自家用有償旅客運送登録されている有効期間

平成 29 年 10 月 1 日から 3 年間

3 軽微な変更事項

区	軽微な変更	変更日	変更理由
安塚区	事務所ごとに配置する自動車の台数の追加	平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 突発的な故障や車検等に備え、代車として庁用車を登録するもの。(新たに 4 台登録) 平成 30 年 3 月 30 日付け公示第 87 号「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正により、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を使用することができるようになったため、突発的な故障や車検等に備え、代車として委託事業者が保有する車を登録するもの。(新たに 2 台登録)
頸城区	事務所ごとに配置する自動車の台数の追加	平成 31 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 3 月 30 日付け公示第 87 号「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正により、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を使用することができるようになったため、突発的な故障や車検等に備え、代車として委託事業者が保有する車を登録するもの。(新たに 2 台登録)

4 届出日

平成 31 年 4 月 26 日 (金)

※ 軽微な事項の変更の届出は、変更日から 30 日以内に届出が必要

【資料】

- ・自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書・・・・・・・・・・資料9(資料 P. 59)

平成31年度上半期（平成30年10月～平成31年3月）の
路線バス等の利用状況について

1 要旨

平成31年度上半期（平成30年10月～平成31年3月）の輸送人員実績の集計結果について、報告を行うもの。

2 対象路線

バス運行対策費補助金の補助対象路線（71系統）

3 集計期間

- ・平成30年度上半期（平成29年10月～平成30年3月）
- ・平成31年度上半期（平成30年10月～平成31年3月）

4 集計結果（概要）

- ・平成30年度上半期と比較し、増加した系統：23系統
- ・平成30年度上半期と比較し、減少した系統：48系統

【資料】

- ・「平成30・31補助年度上半期 輸送人員実績」・・・資料10(資料P.63)